平成２３年（フ）第３１０１号
横浜市中区本牧和田34番１―305号
破産者　三城　雄三
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６２号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目36番地４　アクワメントアイザワ308
破産者　今井　幸次
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５７号
新潟県柏崎市大字堀2452番地
破産者　春川　英広
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
富山市中島３丁目８番52号
破産者　富川　　泰
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７５号
長野県安曇野市豊科高家3700番地83
破産者　酒井　延高
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６７号
岐阜県各務原市鵜沼南町１―89、開始決定時の住所岐阜県下呂市森694番地２
破産者　小池　信男
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
岐阜県下呂市森694番地２
破産者　小池　義一
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第７３８号
静岡県焼津市上泉1811番地
破産者　福與　金作
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県淡路市志筑3523番地21　シーサイド津名405、前住所兵庫県淡路市志筑3111番地25
破産者　城田　昜行
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井1157番地の４追ヶ芝団地２号棟３号室
破産者　前田　末子
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１００号
広島市南区翠３丁目13番18―202号
破産者　上田　和弘（旧姓間木平）
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３６号
愛媛県松山市南江戸４丁目７番11号
破産者　三橋　　巧
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
愛媛県新居浜市高田１丁目８番67号　グリームハイツ106号
破産者　神野　　都
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９１９号
福岡市博多区上川端町９番151号
破産者　東端　　清
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１号
福岡市中央区輝国２丁目13番16―303号、前住所福岡市中央区小笹３丁目13番47号
破産者　福井雄二郎
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５号
福岡県太宰府市通古賀２丁目８番２―305号
破産者　原田　知憲
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第５９号
三重県松阪市東町189番地３
破産者　山口　賢吾
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２２３５号
福岡市東区多の津１丁目14番１号
破産者　株式会社アクセス
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１９号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目１番17号
破産者　平和建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３号
岩手県花巻市大迫町大迫第３地割138番地
破産者　浅沼建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部